

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績												
<p>第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。 このような考え方を踏まえ、以下の目標を達成する。</p> <p>(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直し</p> <p>ア 制度に関する情報提供の内容を充実させ、制度運営の透明化を図ること。</p> <p>イ 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。</p> <p>(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施</p> <p>救済制度を幅広く国民に周知すること。</p>	<p>第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置をとることとする。</p> <p>(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 平成16年度中にホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行う。</p> <p>イ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供の内容の改善等、情報の受け手にとっての使い易さ・分かり易さといった観点で情報提供の実施方法について見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度中に、請求書の書式等をホームページからダウンロードできるようにする。 ホームページの掲載内容をより充実し、ホームページへのアクセス件数を中期目標期間終了時まで、平成15年度と比べて20%程度増加させる。 <p>(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 救済制度について、効果的な広報を検討し、積極的に実施する。 	<p>第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア・ホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行い、医療関係者、国民及び製造業者等に対し、給付実態の理解と救済制度の周知を図る。 なお、公表に当たっては、個人情報に配慮して行うものとする。</p> <p>イ・パンフレット、請求手引きについては、医師や患者等にとって、使いやすく、かつ、分かりやすくした内容に改善する。また、インターネットを通じた情報提供の実施方法についても、同様の観点から、引き続き見直しをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求書の書式等のダウンロードサイトについて、医師や患者等にとって、より使いやすく、かつ、分かりやすくした内容に改善する。 ホームページの掲載内容をより充実し、広報活動を強化することにより、ホームページへのアクセス件数を平成15年度と比べて15%程度増加させる。 <p>(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 救済制度について、広告会社等を活用するなど、効果的な広報を検討し、実施する。 	<p>副作用救済給付請求件数の増加に対応するとともに、生物由来製品感染等被害救済業務を円滑に行うために調査課を新設して、体制強化を図るなど組織の見直しを行った。このほか、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置を講じた。</p> <p>○ 救済制度に係る支給・不支給事例については、平成17年度第3四半期までに決定された分について、ホームページで公表した。また、業務統計については、平成18年度の業務実績等を同様にホームページに掲載する予定である。</p> <p>① 健康被害救済制度を医師や患者等にとって分かりやすく解説した冊子を作成し配布するとともに、ホームページに冊子(PDF形式)及び冊子を要約した動画を配信しより使いやすくした。</p> <p>② 請求書の記載要領を作成し、患者等にとって記入しやすくなるよう改善を図った。</p> <p>○ 請求書の書式等をホームページからダウンロードできるようにした。また、パンフレットに請求書の書式等がダウンロードできるURLを掲載し、より使いやすくした。</p> <p>○ ホームページの掲載内容をより充実し、広報活動を強化することにより、アクセス件数は51,810件（対平成15年度比45%増）となった。さらに、インターネットによる広報を5ヶ月間実施した結果、健康被害救済制度の概要を記載した広報専用ページに74,564件のアクセス件数があり、制度の周知に寄与した。</p> <table border="1" data-bbox="2095 1436 2831 1575"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成15年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HPアクセス件</td> <td>35,726</td> <td>41,947</td> <td>37,655</td> <td>51,810</td> <td>45%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 広告会社等を活用し、健康被害救済制度を分かりやすく解説した「ご存知ですか？健康被害救済制度」の冊子による広報（日本医師会雑誌（約17万部）・日本薬剤師会雑誌（約10万部）に同梱、冊子を要約した動画及び冊子をPDF形式にし機構ホームページより配信）、インターネットによる広報（2専門サイトにバナー広報、7総合サイトにキーワード連動広報、医師向けサイトのソネットm3による広報）、薬袋への広報（419薬局に約445万枚配布）を実施した。</p>		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成15年度比	HPアクセス件	35,726	41,947	37,655	51,810	45%増
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成15年度比										
HPアクセス件	35,726	41,947	37,655	51,810	45%増										

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績												
<p>(3) 相談窓口の拡充 相談窓口を拡充し、救済制度の給付手続きに関する相談を広く受け付ける体制を充実させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新聞広報等の媒体を活用し、より多くの方に、引き続き救済制度の周知を図る。 医療関係者に対し制度の普及や理解を得ることに努める。 <p>(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取るべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付手続きに関する相談を専門に受け付ける体制を充実させる。 このように体制を充実させる中で、年間相談件数を中期目標期間終了時まで、平成15年度と比べて20%程度増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、ホームページ、パンフレット等の媒体を活用し、より多くの方に対し、引き続き救済制度の周知を図る。 医療に関する専門誌を活用した広報を実施する。 医療従事者が制度に対する理解を深められる周知広報を検討し、実施する。 <p>(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取るべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用救済給付や感染救済給付手続きに関する相談を専門に受け付ける体制を充実させる。また、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。 相談体制の充実と効果的な広報を行うことにより年間相談件数を平成15年度と比べて15%程度増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ② 個別広報として、関係団体の協力を得て <ul style="list-style-type: none"> ア) 日本製薬団体連合会発行の医薬品安全対策情報誌(23万部)に制度概要を掲載し、全医療機関に配布した。 イ) 全国の薬剤師会の協力により、制度紹介パンフレットを薬局に約92万4千部配布した。 ウ) 全国の日本赤十字社血液センター(47都道府県血液センター)の協力により、制度紹介パンフレットを医療機関に約1万7千部配布した。 エ) (社)日本薬剤師会発行の「お薬手帳」に制度概要を掲載した。 ③ 感染救済制度については専門誌6誌、またHIV感染者等の受託給付業務に関しても、専門誌5誌に広報を実施した。 ④ 全国自治体病院学会プログラム・抄録集に制度を掲載した。 ⑤ 医学会等(日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会、日本薬学会年会)に参画し、8ヶ所で制度について講演した。 ⑥ 全国6カ所の医療機関に直接赴いて制度の説明を行った。 ⑦ 「第20回日本エイズ学会学術集会・総会」において救済制度全般に係るポスター展示や抄録集への掲載、資料配布を行った。 <p>○ 相談窓口配置した専任の職員によるフリーダイヤル(平成17年7月12日導入)を活用した相談が行われているところであり、利用者にとって制度や給付手続きに関する相談がしやすい体制の下、相談業務を実施した。 また、相談マニュアルについては、改善に向けて検討中であり、早急に改善をする予定である。</p> <p>○ 制度の普及について積極的な広報活動を行うことにより、相談件数は、平成15年度と比較して20%増の6,427件となった。</p> <table border="1" data-bbox="2095 1209 2828 1350"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成15年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>5,338</td> <td>3,911</td> <td>4,307</td> <td>6,427</td> <td>20%増</td> </tr> </tbody> </table>		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成15年度比	相談件数	5,338	3,911	4,307	6,427	20%増
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成15年度比										
相談件数	5,338	3,911	4,307	6,427	20%増										

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ホームページ等において給付事例、業務統計等が公表されているか。</p> <p>○ホームページへのアクセス件数について中期計画に掲げる目標値（対平成15年度20%程度の増加）の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか。 （具体的取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、請求手引きを改善する。 ・請求書の書式等のダウンロードを可能にする。 <p>○救済制度を幅広く国民に周知するという観点から、中期計画に掲げる各種取り組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいるか。 （具体的取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的広報の検討及び実施 ・新聞等の媒体を活用した救済制度の周知 ・専門誌を活用した医療関係者に対する制度の普及 <p>○年間相談件数について、中期計画に掲げる目標値（対15年度比20%程度の増加）の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか （具体的取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口に対する専任職員の配置 ・相談マニュアルの作成 ・昼休みの相談対応 	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 平成17年度第3四半期までに決定された支給・不支給事例の情報についてホームページに掲載し、業務統計についても、平成18年度上半期分を適切な時期に状況を公表した。</p> <p>○ ホームページ等に相談窓口のフリーダイヤル番号及び請求書の書式等がダウンロードできるURLを掲載し、周知に努めた。広報活動を強化することにより、ホームページへのアクセス件数は対平成15年度と比べると45%増となり、年度計画の目標（15%増）を上回った。 さらに、これとは別に、インターネットによる広報を5ヶ月間実施した結果、健康被害救済制度の概要を記載した広報専用ページに74,564件のアクセス件数があり、制度の周知に寄与した。</p> <p>○ 救済制度の広報に係る企画案の公募を行い、健康被害救済制度を分かりやすく解説した「ご存知ですか？健康被害救済制度」の冊子による広報及び冊子を要約した動画、冊子のPDF形式を機構ホームページより配信、インターネットによる広報及び保険薬局で使用する薬袋裏面への広報を実施した。また、個別広報として、日本製薬団体連合会発行の医薬品安全対策情報誌への掲載、(社)日本薬剤師会の協力による制度紹介のパンフレットの薬局への配布、日本赤十字社血液センターの協力による制度紹介のパンフレットの医療機関への配布、(社)日本薬剤師会発行の「お薬手帳」への掲載など関係団体の協力を得た広報を実施した。さらに、医療専門誌（日本医師会雑誌等）への掲載を行うとともに、全国自治体病院学会プログラム、抄録集に制度掲載や医学会等（日本医療薬学会年会、日本薬剤師会学術大会、日本薬学会年会）に参画し、8ヶ所で制度について講演を行い、また医療機関へ訪問し医療関係者に対する制度普及を図った。</p> <p>○ 専任の職員によるフリーダイヤルを活用した相談体制の下、相談業務を実施したこと等もあり、平成18年度の相談件数は平成15年度と比べれば、20%増加した。平成18年度の相談件数6,427件の内訳のうち、制度照会にかかる相談件数が平成15年度3,326件に対し平成18年度3,946件（平成15年度比18%増）と増加しているが、これは、冊子等の広報によってフリーダイヤルが知られるようになり、制度照会にかかる電話による相談件数が増加したものと考えられる。 このように、ホームページへのアクセス件数の大幅増と合わせると、国民への救済制度の普及への必要な対応が行われた。</p> <p>○ 以上のように、ホームページへのアクセス件数については中期計画に掲げた目標を大幅に上回るとともに、年間相談件数についても中期計画目標を達成し、救済制度の普及については、十分な成果を上げたものとする。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 目標を上回っている。</p> <p>○ インターネットの普及率が上昇しているため、アクセス件数が増加しただけで評価はできない。</p> <p>○ 相談件数が順調に増えているが、すべての薬害に対する割合は、まだ低いのではないかと思われる。</p> <p>○ 支給、不支給事例についてはホームページに公表し、制度普及に積極的に取り組んでいる。</p> <p>○ 年間相談件数増加率については目標を達成している。</p>		

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>(4) 情報のデータベース化による一元管理</p> <p>救済給付業務に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修すること等により業務の効率化の推進を図ること。</p> <p>(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理</p> <p>ア 救済給付の請求事案の迅速な処理を図ること。</p> <p>イ 標準的事務処理期間（厚生労働省における医学的薬学的判定を行う期間を含む。）内に支給・不支給決定できる件数を増加させること。（ただし、医学的薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間については除く。）</p>	<p>(4) 情報のデータベース化による一元管理に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬や健康被害に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修する。 新たに始まる感染救済給付業務については、副作用救済給付業務のシステムを活用し、効率的なシステムを構築する。 <p>(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 請求事案の迅速な処理を図るため、救済給付の請求を受け、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、請求内容の事実関係を調査・整理する。</p> <p>イ 請求から支給・不支給決定までの標準的事務処理期間（厚生労働省における医学的薬学的判定を行う期間を含む。）を8ヶ月とし、厚生労働省との連携を図りつつ、上記アの調査・整理を迅速に行うとともに支給・不支給決定の事務処理方法を改善することにより、中期目標期間終了時まで、標準的事務処理期間内に支給・不支給を決定する件数を全請求件数の60%以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、医学的薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間については除くものとする。 	<p>(4) 情報のデータベース化による一元管理に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 副作用救済給付業務や感染救済給付業務に関する情報、特に原因薬や副作用疾病名等に関する情報のデータベースへのデータ蓄積を進めるとともに、蓄積されたデータを様々な角度から分析し、統計的な解析により、副作用発症の傾向や相関関係を探ることができるシステムを構築する。 <p>(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 請求事案の迅速な処理を図るため、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、次の文書を厚生労働大臣に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 提出された診断書等の検討を行い、資料が必要と認められる場合には、関係する医療機関や製造業者に対して、その提出を求め、得られた回答文書 提出された診断書等を活用し、時系列に作成した症例経過概要表 救済給付の請求内容について、提出された資料に基づき、事案の概要及び類似事例等を調査・整理した調査報告書 <p>イ 請求から支給・不支給決定までの標準的事務処理期間（厚生労働省における医学的薬学的判定を行う期間を含む。）を8ヶ月とする。ただし、医学的薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった期間等については除くものとする。</p> <p>2部会制の定着に応じ、医学的薬学的判断を行う厚生労働省との時間配分を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求件数は大幅に増加しているが、引き続き、救済給付業務の処理体制の強化を図るとともに、厚生労働大臣の迅速な判定を求め、標準的事務処理期間内に支給・不支給の決定件数の増加を図る。 支給・不支給決定に係る事務処理について、迅速効率化を図るための方策を厚生労働省と引き続き検討する。 	<p>① 副作用救済業務及び感染救済業務では、事務の効率化を図るため、既存のデータベースを改修し、タイムクロック管理や統計・検索機能等を強化した。</p> <p>② 原因薬や副作用疾病名等に関する情報について、蓄積されたデータを様々な角度から分析し、統計的な解析により副作用発症の傾向や相関関係を探ることが出来る新たに開発する「救済給付データベース統合・解析システム」を平成18年11月から平成19年8月を納期とする複数年度契約を締結し、第1次開発に着手した。</p> <p>○ 副作用専門調査員を配置し、①請求案件の事実関係調査、②症例経過概要表作成、③調査報告書の作成の各業務を行い、平成18年度計画に掲げた各種文書を厚生労働大臣に提出した。</p> <p>※ 副作用救済では請求数788件、支給・不支給決定845件（うち676件支給決定）。感染救済で請求数6件、支給・不支給決定件数7件（うち7件支給決定）。</p> <div data-bbox="2196 945 2789 1365" data-label="Diagram"> </div> <p>○ 請求事案の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行い、標準的事務処理期間8ヶ月のうち、医学的薬学的判断を行う同省との時間配分を、同省2ヶ月（前年度2.5ヶ月）、機構6ヶ月（前年度5.5ヶ月）と見直しを行い、適切な役割分担を行った。</p> <p>○ 支給・不支給を決定する件数のうち、標準的事務処理期間内に決定した件数の割合である達成率は平成17年度より大幅に改善され、52.6ポイント上昇の65.3%となった。</p> <p>○ 厚生労働省担当部署と診断書、請求書の見直しや診断書作成のための医師向け手引書について今後の計画等打ち合わせを実施した。（平成18年11月に実施）</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績																																							
			<p align="center">【副作用被害救済の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請 求 件 数</td> <td>793件</td> <td>769件</td> <td>760件</td> <td>788件</td> </tr> <tr> <td>決 定 件 数</td> <td>566件</td> <td>633件</td> <td>1,035件</td> <td>845件</td> </tr> <tr> <td>取下げ件数(内数)</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>処理中件数*</td> <td>820件</td> <td>956件</td> <td>681件</td> <td>624件</td> </tr> <tr> <td>達 成 率**</td> <td>17.6%</td> <td>14.5%</td> <td>12.7%</td> <td>65.3%</td> </tr> <tr> <td>処理期間(中央値)</td> <td>10.6月</td> <td>12.4月</td> <td>11.2月</td> <td>6.6月</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「処理中件数」とは、各年度末時点の数値。 ** 「達成率」とは、当該年度中に決定されたもののうち、8ヶ月以内に処理できたものの割合。</p>					年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	請 求 件 数	793件	769件	760件	788件	決 定 件 数	566件	633件	1,035件	845件	取下げ件数(内数)	2件	1件	4件	0件	処理中件数*	820件	956件	681件	624件	達 成 率**	17.6%	14.5%	12.7%	65.3%	処理期間(中央値)	10.6月	12.4月	11.2月	6.6月
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度																																						
請 求 件 数	793件	769件	760件	788件																																						
決 定 件 数	566件	633件	1,035件	845件																																						
取下げ件数(内数)	2件	1件	4件	0件																																						
処理中件数*	820件	956件	681件	624件																																						
達 成 率**	17.6%	14.5%	12.7%	65.3%																																						
処理期間(中央値)	10.6月	12.4月	11.2月	6.6月																																						

評価の視点	自己評価	S	評 定	S
<p>○副作用救済給付業務の効率化を図る観点から、原因薬や健康被害に関する情報データベースの改修が行われ、感染救済給付業務システムとしても活用されているか。</p> <p>○請求事案の迅速な処理を図るため、医療機関や製造業者に対して請求内容の事実関係の調査・整理が適切に行われ、厚生労働大臣への医学的薬学的事項に関する判定の申出に活用されているか。</p> <p>○標準的事務処理期間（8ヶ月）内に支給・不支給を決定する件数が、目標値である全請求件数の60%以上にするための取り組みが講じられ、着実に進展しているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 副作用救済給付システム及び感染救済給付システムについて、事務の効率化を図るために機能の改修を行い、タイムクロック管理や統計検索機能等の強化を図った。 また、原因薬や副作用疾病名等に関する情報について、蓄積されたデータを様々な角度から分析し、統計的な解析により副作用発症の傾向や相関関係を探ることが出来る新たに開発する「救済給付データベース統合・解析システム」を平成18年11月から平成19年8月を納期とする複数年度契約を締結し、第1次開発に着手した。</p> <p>○ 判定業務を支援するための外部専門家による専門家協議を引き続き実施し、効果的な活用を図った。</p> <p>○ これまでの未処理分（いわゆる滞貨分）の処理も含め精力的に事務処理を進めたことから、支給・不支給を決定する件数のうち、標準的事務処理期間内に決定した件数の割合である達成率は平成17年度より大幅に改善され、52.6ポイント上昇の65.3%となった。</p> <p>○ 以上のように、これまで整備を行ってきた請求事案の処理能力を高める取り組みを引き続き効率的に行った結果、平成18年度における標準的事務処理期間（8ヶ月）内に決定した件数の割合（達成率）が、65.3%と平成17年度より52.6ポイント上昇したため、中期計画に掲げた「中期目標期間終了時まで60%以上」という目標を達成できた。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 更に努力を期待したい。</p> <p>○ 処理期間の中央値が短縮されたことは評価できるが、支給・不支給の決定件数は平成17年度より減少している。</p> <p>○ 処理期間が平成18年度から劇的に改善した。</p> <p>○ 新システムの開発には着手している。</p> <p>○ 標準的事務処理期間内に決定した件数の達成率は、65.3%と目標を達成し、かなり上昇している。</p> <p>○ 副作用救済という社会的重要な業務の大幅改善は評価できる。</p>		

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進</p> <p>機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務における給付事例を安全対策部門に適切に情報提供すること。</p> <p>(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討</p> <p>保健福祉事業において、救済給付受給者の被害実態等に関する調査の実施について検討し、その検討結果を踏まえ、調査を行うこと。</p>	<p>(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務における給付事例については、個人情報に配慮しつつ安全対策部門に適切に情報提供すること。</p> <p>(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>救済給付受給者の被害実態等に関する調査について、その内容、対象者等その実施方法について平成16年度中に検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成17年度中に被害実態等に関する調査を行う。</p>	<p>(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務においては、判定結果において得られた情報を、個人情報に配慮しつつ安全対策部門に適切に提供する。</p> <p>(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>医薬品の副作用による健康被害実態調査の結果等を踏まえ、重篤で希少な健康被害者に対するQOL向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を実施する。</p>	<p>○ 個人情報を除いたうえで、副作用救済では支給・不支給決定情報を安全対策部門に提供し、感染救済についても、請求情報6件及び支給・不支給決定情報7件を安全対策部門へ提供した。</p> <p>① 平成18年4月に「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に係るQOL向上等のための調査研究班」の班会議を開催した。健康被害を受けられた方々の日常生活の様々な取り組みの状況等を調査する項目の確定を行い、それに基づき調査研究事業を開始した。</p> <p>【調査研究事業概要】</p> <p>(1) 調査研究の目的 平成17年度に実施した「医薬品の副作用による健康被害実態調査」(平成18年3月)の結果を踏まえ、障害者のための一般施策では必ずしも支援が十分でないと考えられる重篤かつ希少な健康被害者のQOLの向上策及び必要なサービス提供の在り方等を検討するための資料を得るために実施した。</p> <p>(2) 調査研究対象者(平成18年度調査研究協力者63名) 医薬品の副作用により重篤かつ希少な健康被害を受けた者</p> <p>(3) 調査項目の種別 ア. 生活状況調査票(本人記入用) A票(福祉サービスの利用状況についての調査) B票(社会活動を中心とした調査) C票(1年間取り組んできたサービス等の満足度を中心とした調査) イ. 健康状態報告書(医師記入用) D票(調査研究事業用診断書)</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>○救済業務における給付事例が、個人情報に配慮しつつ安全対策業務に適切に提供されているか。</p> <p>○救済給付受給者の被害実態等に関する調査の実施について、16年度中に検討を行い、平成17年度中に調査が行われたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 個人情報に配慮し、副作用救済及び感染救済の支給・不支給決定情報を安全対策部門に提供した。</p> <p>○ 平成17年度に実施した「医薬品の副作用による健康被害実態調査」(平成18年3月)の結果を踏まえ、障害者のための一般施策では必ずしも支援が十分でないと考えられる重篤かつ希少な健康被害を受けた方々の日常生活の様々な取り組みの状況等を把握するため「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に係るQOL向上等のための調査研究班」の班会議(平成18年4月)を開催し、調査項目の確定を行い、平成18年4月から調査研究事業を開始した。</p> <p>○ 以上のように、保健福祉事業を実施するための検討は着実に進展しており、十分な成果を上げているものとする。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 検討は更に迅速にすべきものと思われる。</p> <p>○ 調査研究事業の開始は評価できる。</p> <p>○ 調査研究事業の実施は平成18年4月となっている。</p>	